

【論文】

公共財としての博物館資料

—アクセスを保障する資料整備・公開体制の構築：人文系博物館を中心に— (下)

Museum collections as public assets : Building a collection management system for public access in arts and history museums <part 2 >

佐々木 秀彦*
Hidehiko SASAKI

Abstract:

Museum collections are held in trust for society and should be made accessible to the public. This paper introduces guidelines and models to encourage museums to provide public access to entire collections.

Chapter 3.1 examines factors that discourage public access to museum collections by focusing on views of the museum world, current museum practice and university curriculum for the qualification of curators. Chapter 3.2 discusses the importance of building museum standards and ethical guidelines, and presents a model for implementing a system of collection management and public access. Chapter 3.3 introduces current practice of the Edo-Tokyo Museum as a case study.

【日本語訳】

本稿では、博物館資料は公共の財産であり、利用者のアクセスを保障すべきであるという立場から、各博物館の全収蔵資料に利用者がアクセスできるような方策を提案する。Ⅲ－1では、資料公開が停滞する要因を博物館界の意識と各博物館の現状、そして学芸員養成科目から見る。Ⅲ－2では資料整備・公開体制の構築のために、博物館の基準と行動指針（倫理指針）の確立と実務モデルを提案する。Ⅲ－3では資料整備・公開の実践事例として江戸東京博物館の取り組みを紹介する。

*江戸東京たてもの園

Ⅲ. 資料公開のあり方

本稿の（上）（本誌第27巻第1号：2002年3月）では博物館資料を「公共財」とであると提示した。これは何人かの論者（後藤 1978 pp.366、1979 p.167、石森 2000 pp.175-176）や近年の国際博物館会議（ICOM）や欧米の博物館基準等の考え方に即して「公共のための財産」、「市民の共有財産」という意味で使用している。この用語について木村衡氏から、博物館資料を公共財とすることは自明ではなく、公共財を経済学の専門用語として用いるとしたら厳密ではないという指摘を頂いた（木村 2002）。木村氏は、博物館資料は純粹私有財であり、調査や研究の成果とともにある場合公共財になると主張している。

経済学では、純粹な公共財を国防・警察、道路・堤防のように、その便益を多くの個人が同時に享受でき、しかも対価の支払者だけに限定できないような財やサービスと定義されている（柴田 1988 pp.318-319、金森他 2002 pp.345）。博物館のような文化施設は、医療や教育、福祉と同様に「準公共財」にあてはまる（柴田 1988 pp.318-319、金森他 2002 p.593）。

木村氏の指摘のように「公共財」という経済学の用語をそのまま用いることは厳密さに欠くので、本稿の本文では「共有の財産」といった言葉を用いることにする。ただし本稿（上）との整合性をとるため表題は「公共財」という用語を踏襲した。

Ⅲ-1 資料公開が停滞する要因

本稿（上）第Ⅱ章では、資料の整備・公開が今後要請されるが、資料整理が停滞し公開も活発ではない現状を指摘した。この節では資料公開が停滞する理由を、博物館界の意識と各博物館の状況、そして学芸員養成科目から見ていきたい。

（1）博物館界における「信託意識」の欠如

日本国憲法の理念上、本来、行政機構は市民から業務を信託された存在である。国民主権とは、議会や首長の選挙を通じて、国民が行政サービスのあり様を託すという意味である（松下 1975, 1994 pp.232-299）。この考え方を国公立の博物館に適用すれば、学芸員は市民から託され、市民に代行して資料を集め、公開しているのである。

2001年に改定された国際博物館会議（ICOM）の倫理規程では、博物館専門職員の行動規範を「公立機関であれ、また私立機関であれ博物館に雇用されることは、大きな責任を伴う公的委託である」としている（日本博物館協会2002 p.5）。つまり、博物館活動に従事するということは、社会から託された公的な業務であることが、国際的な博物館組織でも確認されているのである。

ところが「市民に信託された博物館活動」、「市民の共有財産としての博物館資料」という考え方が確立しているとは言い難い。公的なサービスは市民に信託されて行うというのではなく、官から民へ施すという「お上意識」が払拭しきれていないように思われる。石森（2000 p.176）

は、これまでの博物館界の姿勢を「公共財としての博物館資料」という視点がまったく欠落しているために、博物館利用者の立場で「博物館資料」を考えることがなかったと断言している。

資料公開が進展しない一つの理由を、学芸活動の背景にある学問の体質に求める見解もある。長谷川（1997 p.53）は、美術館運営に不可欠な美術史学の姿勢を「いまだ史料収集の段階から個別の秘密主義で守られ、資料や情報の公開からほど遠い」と指摘する。

たしかに両者が指摘するような意識や体質が博物館界に存在することは否定しがたい。「ウチの資料」と言うことがあるように、博物館職員は、自館の収蔵資料をあたかも自分の所有物であるような意識を持つことがある。これは資料に愛着を持ち大切にしたい気持の発露ともいえるし、そうした気持が質の高い学芸業務を支えている面もある。

しかし、ともすると公共の財産であるという意識を失い、公開を怠ることになりかねないし、資料を人に「見せてやる」といった特権的な態度を生み出しかねない。資料公開が活発でない現状を鑑みると、多くの博物館は、収蔵資料を公共に資するのではなく恣意的に扱っているのではないかと、つまり「私蔵」しているのではないかと疑念を呈されても反論しにくい状況にある。

（2）各博物館における方針の欠如と人員・予算・施設の不足

資料整備・公開が進まない理由として、各館における運営方針の欠如を指摘する声もある。本稿（上）Ⅱ－3 博物館活動の基本でも紹介したが、樋口（1997 pp.83-84）は、博物館経営の中で資料整理と公開の位置づけが弱いことを指摘している。資料整理や目録刊行は、館の方針が不明確なために担当者の「熱意」や「努力」に頼るだけで、必ずしも組織的な取り組みとなっていないことがうかがわれる。

このような方針の欠如に加え、資料整備・公開を停滞させるのは、慢性的な人員と予算の不足である。収蔵資料点数に比べ体制が整っていない。資料整備と公開の必要性を意識していても展覧会や教育普及活動に追われ、資料整備に手が回らないというのが大多数の博物館の現状ではないだろうか。

また資料公開のための施設の整備も充分ではない。「博物館運営改善のための調査研究事業」の報告書によると（日本博物館協会1999 p.168）、資料閲覧にも利用されると思われる調査研究専用図書室を有している館は、博物館全体で40.5%、歴史系で43.2%、郷土系で21.7%であった。

こうして博物館は収蔵資料の多くを館内外で活用がしにくい状態に置いている。つまり資料を「死蔵」させていると批判されかねないのである。

（3）学芸養成科目の問題点

次に、これまで述べたいわゆる「二重のシゾウ（＝私蔵・死蔵）」を学芸員養成科目とそれに追従する博物館学のテキストが、再生産しているのではないかという問題を指摘しておきた

い。

①学芸員養成の科目

平成8年8月28日付けで博物館施行規則が改正され、大学において修得すべき博物館に関する科目の単位が細分化された。博物館学の4単位を、博物館概論1単位、博物館経営論1単位、博物館資料論2単位、博物館情報論1単位とすることになった。

この改正について、平成8年9月13日付けの文部省生涯学習局長による各国公私立大学長他あての通知では、「人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化及び情報化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の充実の観点から、その養成の改善・充実を図る」としている（下線引用者）。

そして、この通知において新設された各科目のねらいは、「社会教育分科審議会報告の別添2」を参考にするよう指示している。資料公開に関連する博物館資料論と博物館情報論について抜粋すると、以下のようになる。

博物館資料論 2単位

- ・ねらい：博物館資料の収集、整理保管、展示等に関する理論や方法に関する知識・技術の修得を図る。
- ・内 容：博物館資料の収集、博物館資料の整理保管、博物館資料の保存、博物館資料の展示、博物館における調査研究活動の意義と方法

博物館情報論 1単位

- ・ねらい：博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る。
- ・内 容：博物館における情報の意義、博物館における情報の提供と活用の方法、博物館における情報機器

このように科目と単位を増やしたことは、博物館の活動が多様化している現状にかなっているといえるが、博物館資料の整備・公開は資料論と情報論に分断された。

②博物館学概説書

次に、この改訂が博物館学の概説書にどう反映されたかを確認したい。複数の執筆者が参加している3つシリーズを検討の対象とする。すなわち大堀哲の監修による博物館学シリーズ全7巻・別巻1（樹村房）、石森秀三の編著による放送大学テキスト3冊、そして新版博物館学講座全15巻（雄山閣）である。

大堀哲・監修による博物館学シリーズでは、第2巻『博物館資料論』で、「博物館資料の活用」という章を設けている。ここで第1節を「展示と特別利用」として、資料の詳細な観察（熟覧）、実測、写真撮影等の説明を行っている。資料の活用に特別利用を位置づけて実物へのアクセスを紹介している（有元 1999 pp.104-105）。

また博物館教育の理念を述べた巻では、博物館における学習支援は、独立した機能としてと

らえるのではなく、博物館活動の総体が学習支援のための装置（仕組み）と考えるべきとして、「展示室や収蔵庫の面積を削って情報提供コーナーや図書室を設置するのではなく、むしろ展示室や収蔵庫に情報提供機能をもたせていく考え方が必要なのである」としている（廣瀬 2000 p.108）。この考え方は、収蔵資料に利用者がアクセスするという資料公開の前提となるものである。

このように資料公開の一方策として特別利用を紹介し、今後の学習支援の考え方を提示しているが、資料整理や情報提供を含めた一貫した体系は提示していない。

次に、石森秀三・編著による放送大学テキストを見ておきたい。『博物館資料論』の巻に「博物館資料の未来」という章を設けている。ここで注目したいのは石森が博物館資料は公共財であると規定し、「21世紀の博物館では、「文化資源としての博物館資料」をいかに賢明に利活用していくかということが、最重要課題になるはずである」とし、資料の公開・利活用を推進する考え方として「博物館資料のワイズ・ユース（wise use）」を提示している（石森 2000 p.184）。

しかし資料整理と連動させた収蔵資料公開を示していない。博物館資料を利活用する有力な方法として、マルチメディアを駆使したデジタル・アーカイブを示している程度である。

雄山閣の新版博物館学講座は、2003年7月現在6巻分が未完であるが、全15巻の章立ては公表されているので、これと既刊の巻から資料公開についてみていきたい。まず15巻の構成を見ると、資料公開に関係すると思われるのは、『第3巻 現代博物館論』、『第4巻 博物館機能論』、『第5巻 博物館資料論』、『第6巻 博物館調査研究法』、『第8巻 博物館資料整理保管法（未刊）』、『第10巻 生涯学習と博物館活動』、『第11巻 博物館情報論』である。

第3巻の『現代博物館論』では、資料を公開するには、一次資料の修復や二次資料の作成を進めることを述べ、保存と活用を調停するために情報技術を活用した公開を示唆している（川崎 2000 p.86）。第5巻の『博物館資料論』では、歴史博物館の資料論として、文書館の「記録史料学」が紹介され、展示中心から資料閲覧を念頭においた資料整理も必要であるという言葉が引用されている（柘植 1999 p.218）。また調査研究の点から『第6巻博物館調査研究法』で、博物館が発信した情報の証拠資料が検証でき、次の研究の基礎資料となるように、一次資料、二次資料、関連資料を半永久的に保管し利用できるようにすべきと述べられている（望月 2001 p.48）。第10巻の『生涯学習と博物館活動』では、レファレンスサービスを説明する文脈で、レファレンスの前提として、情報資料源が博物館の中で完備され、かつ検索ツールが整備されていることを指摘している（大堀 1999 p.109）。さらにこの指摘に連なるものとして、第11巻の『博物館情報論』では、情報技術による情報公開について、「公立博物館が利用できない情報を平然と公開することは、納税者である市民に対する背信行為である」と厳しく指摘している（石倉 1999 p.227）。また同じ巻では、博物館と図書館を比較して、図書館資料が利用者個々人

が検索・閲覧・複写・貸出といった形で、いわば私的に利用しており、博物館資料も本来そうした使われ方されるべきで、そうした利用はデジタル情報のデータベース化によって可能になりつつある、と主張されている（波多野 1999 p.50）。

このように各巻の該当個所では複数の論者が資料の公開は重要であると指摘しているが、資料の整理から公開までを体系的述べた記述は見あたらない。資料公開の前提となる資料整理保管を取り扱う第8巻が未刊であるため、どの程度公開を視野に入れた整理保管法がこの巻で展開されるか注目しなければならないが、全巻の構成を見る限り、博物館の機能を細分化して記述しているために、資料の整備と利用者への公開が分断されていることは変わらない。

こうした傾向は他の2つのシリーズにも共通している。どのシリーズでも資料公開は、今後重要な課題として指摘されているが、資料の収集・保管と連動してどのように実施するのかということは、体系的に描かれていないのである。

③「機能主義博物館論」という落とし穴

なぜ学芸員養成科目と博物館学の概説書が資料公開を体系的に描き出せないのか。その要因は両者が前提としている博物館の捉え方にあるのではないだろうか。学芸員養成科目は「経営」、「資料」、「情報」と博物館の機能と構成要素を分け、博物館概説書はそれをさらに細分化している。

かつて伊藤寿朗は、博物館の機能上の構成要素（調査研究、収集保管、公開・教育など）と形態上の構成要素（資料、施設・設備、職員、利用者等）を設定する博物館論を「機能主義博物館論」と捉えた。そしてこの機能主義博物館論を「資料も人間も、また固有の機能も抽象化され、矛盾なき理念型として完成されるとき、（中略）他の論理を決して組み入れることのできない、そして自らを対象化する契機をもたない、閉鎖型理論として自己完結されていく」と批判していた（伊藤 1986 pp.250-254）。

このような批判にもかかわらず、新たな学芸員養成科目の細分化も博物館学の概説書も伊藤のいう「機能主義博物館論」を踏襲するだけでなく、細分化することによって機能主義をいっそう強化している。「社会の中で博物館はどのような役割を果たすべきか」という博物館自らを対象化する視点から出発していないために、博物館資料を社会の共有財産として捉え、資料の整備・公開が可能となるような業務の在り方を体系的に展開できないのである。

そもそも「資料収集」、「資料整理・保管」、「調査研究」、「展示」、「教育・普及」といった分け方は、博物館の機能の説明に過ぎない。ところがこの言説が、いつのまにか博物館の現場において「資料整理・保管」と「公開」が別個にとらえるように作用し、その結果、資料整理保管と連動した資料公開という考え方を覆い隠しているように思われる。博物館学の概説書は個々の執筆者の意図するところに反して、資料公開の遅滞を再生産しているのではないかと懸念されるのである。

Ⅲ－２ 資料整備・公開体制の構築

では、どのようにしたら資料の整備・公開が進展するのか。この節では、資料公開を促進する方策として、博物館界において基準・行動指針（倫理規程）を定めること、各博物館が参照できる資料整備・公開の実務モデルを確立すること、学芸員養成科目を改善することの３点を提案したい。

（１）博物館基準と行動指針の確立

伊藤は、機能主義博物館論が対象としたのは学芸活動の領域であり、その学芸活動を支え、保障し、条件づけることによって社会的関係を可能にするのは、博物館運営の領域であり、現代の博物館は博物館運営と学芸活動の相互関係を問いつータルに対象化することを迫って来ていると指摘している。そして機能主義博物館論を脱し「社会の構造とその実体の内に、歴史的所産としての博物館の本質を見いだそう」（伊藤 1986 p.251）という「歴史主義博物館論」を提起している。「歴史主義」と名付けているが、現代社会における博物館の位置づけやあり方を強く意識した博物館論である。

では、機能主義博物館論から脱却するにはどのような方策があるのか。筆者は、博物館がおかれる社会的諸条件と博物館機能との橋渡しをし、博物館運営を方向付けるものは、博物館の拠り所つまり博物館法や博物館活動の基準、職員の行動指針等であると考え。博物館の拠り所は、博物館が社会にどのような貢献ができるのか示した、社会に対する宣言・誓約であり、博物館の説明責任の根拠となる。そして博物館の拠り所は決して普遍的なものではなく、社会の変化に対応して絶えず錬磨されるのである。

しかし日本の博物館は、活動の拠り所が曖昧であるために問題点が多い。利用者と博物館の意識の差、設置者と博物館との乖離、部署や職員間の共通理解のなさなど、活動の停滞を生む要因となっている。

この問題を解消する方法として、博物館界において博物館の基準や職員の行動指針を構築する必要があり、各博物館においては活動の拠り所となる使命を明確にすべきと筆者は主張してきた（佐々木 1999 pp.100-105、2001 p.25）。資料整備・公開の進展を促すには、具体的な手法を議論すると同時に、現代に即した博物館活動の拠り所を再構築することが不可欠である。

ア．博物館基準の提案

ここでは、本稿の（上）Ⅱ－１資料公開理念の変遷（２）資料公開理念の展開で紹介した国内外の先行する指針・基準を参照し、資料公開に関する基準案を示したい。

まず博物館資料が市民共有の財産であるという前提に立ち、資料公開について、以下に述べるような条文を含んだ基準を定めることを提案する。

- ・博物館は自館の使命に基づき、展示以外の収蔵資料公開方針と公開のための計画を策定し、利用者が収蔵資料を利用できるように努めること。

- ・利用者に情報提供することを目的として、資料や調査研究のデータを整備し、公開すること。
- ・収蔵資料に関する情報は、調査研究のデータも含め、機密扱いを除き、問い合わせに対し必ず提供すること。また公開できない資料についてはその理由を明示すること。
- ・研究用の施設設備を提供し、調査研究目的での資料の実物閲覧を可能にするように努めること。
- ・実物閲覧が困難な場合は、写真やマイクロフィルム等の資料の代替物を用意すること。

幸い日本でも博物館の拠り所を再構築しようという動きが活発になってきた。2003年3月に日本博物館協会は、日本の博物館活動の新しい拠り所として『博物館の望ましい姿—市民とともに創る新時代博物館—』をとりまとめた（博物館運営の活性化・効率化に資する評価の在り方に関する調査研究委員会2003 p.7）。筆者も委員会の一員として検討に参画した。

『博物館の望ましい姿』には資料整備・公開という考え方が盛り込まれている。まず前文で、これからの博物館の在り方の一つを「社会から託された資料を探索し、次世代に伝える」ことを挙げている。そして本文の中では、「収集と保管、活用」という項目の中で、資料整備・公開に該当する基準として「資料を整理するための計画を定める」、「所蔵資料資料の目録等を整備し、外部の研究者を含め多くの人びとが資料を活用できるようにする」ことを示している。さらに具体化にあたっては、「未整理資料の整理を計画的に行う」、「公開できない資料については、その理由を説明し、理解を求める」と補足している（博物館運営の活性化・効率化に資する評価の在り方に関する調査研究委員会2003 pp.9-10）。

イ. 博物館職員の行動指針

次に博物館職員が業務の拠り所とする行動指針（倫理規程）について述べる。2001年7月に国際博物館会議（ICOM）の倫理規程が改定された。これを翻訳した日本博物館協会は、改定の概要を6つ挙げている。その中の一つを「コレクションと関連する情報へのアクセスを公衆及び専門家にとってより容易にする」としている（日本博物館協会2002 序）。

具体的には、「Ⅱ. 博物館倫理 2. 博物館管理の基本原則」の中に、「2. 8 一般公開」という項目を設け、「博物館はまた、予約もしくはその他の手配があれば、職員や陳列もしくは展示されていない収蔵品に対する妥当なアクセスも提供すべきである。博物館は適切な身分証明書を提示することを条件として、特に収蔵品をできる限り自由に学者に公開する責任がある」と規定している（日本博物館協会2002 p.5）。

本稿（上）のⅡ-1 資料公開理念の変遷（2）資料公開理念の展開でも各国の倫理規程で資料へのアクセスが重視されてることを紹介したが、国際博物館会議もその動向を重視しているのである。

日本国内においては、日本博物館協会が、『「対話と連携」の博物館』の中で「新しい博物館への挑戦と戦略」として「日本博物館協会・博物館職業人行動基準」の策定を挙げている（日

本博物館協会2001 p.24)。また「博物館の望ましい姿」においても、引き続き上記の行動基準を策定すると明記している（博物館運営の活性化・効率化に資する評価の在り方に関する調査研究委員会2003 p.17）。

本稿（上）で挙げたイギリスの倫理指針（Museum Association 1999）やアーキビストの倫理綱領（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会1997 pp.151-156）を参考に、資料整備・公開業務に携わる博物館職員の行動指針として特に必要と思われる事項を以下に挙げておく。

- ・博物館の設置者は、自分たちを収蔵資料の絶対的所有者ではなく守護者また受託者と考えること。職員は、自分たちが収蔵資料を所有しているような印象を与える行動は避けること。
- ・博物館職員は、所蔵資料に関する質問には、親切心をもって丁寧に応答し、資料を可能な限り利用されるようにする。
- ・博物館職員は、資料を利用する可能性のある人々に対し、非公開の理由を適切に説明し、だれに対しても平等な対応をする。
- ・博物館職員は、正当な理由なく閲覧利用が非公開とされている資料を減らすよう努める。
- ・博物館職員が所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。

（2）資料整備・公開の実務モデル

資料の整備・公開を各博物館で展開するには、博物館界の基準と職員の行動指針を確立するとともに、各館が参照できる実務モデルを構築する必要がある。『博物館の望ましい姿』で示しているように各博物館が基準を実施するには具体的な手引きが必要となる（博物館運営の活性化・効率化に資する評価の在り方に関する調査研究委員会2003 p.17）。ここでは手引きを作成することを想定して、手引きの中で資料の整備公開について骨子とすべき実務モデルを示す。資料整備・公開の考え方と資料公開に至るまでに必要な措置の二つに分けて説明する。

ア．資料整備・公開の考え方

本稿（上）のⅡ－1 資料公開理念の変遷（4）資料公開の方法－これまで出された提案－で紹介したように、何人かの論者は、これまで実物閲覧を前提にした資料公開の方法を示しているが断片的な提案である。今後は、より体系的な方法を構築する必要がある。

その際、文書館の方法論が参考になる。安藤正人は「記録史料学」を提唱し体系的なモデルを提示している。史料群ごとに、初期的な調査から保存手当、整理、利用にいたるまでの長期的総合的な計画（＝記録史料保存管理プログラム）をたてることが、まず何よりも必要であるとして、記録史料保存管理プログラムのモデルを示している（安藤1998 pp.160-163）。

このモデルは文書資料以外の博物館資料にも適用できると思われる。記録史料保存管理プログラムを土台にして、他の論者の具体的な提案と筆者の実務経験をもとに博物館の資料整備・公開に関する考え方を述べる。

①収集・保管・公開の業務を一貫して行う

まず、資料の収集・保管・公開の業務は一貫したものであると捉え直すことが必要である。一つの資料を受け入れて整備し公開可能となつてはじめて資料が活用できることを強調すべきである。公開可能でない資料は未整理資料である。従来、博物館資料の点数は登録された所蔵資料の数が着目されていたが、今後は、所蔵資料点数のうちの公開可能（活用可能）な資料点数の割合こそを重視すべきであろう。

さきにⅢ－１資料公開が停滞する要因の（４）既存博物館学の問題点でも指摘したように、これまで、博物館業務を機能別に「収集・保管」、「展示・普及」と分けて、資料の流れも「収集→分類整理→保管」でひとまず完結し、「展示」、「普及」は別個の次元としてとらえることが主流であった。

この発想を変えて資料が公開され利用者が活用可能な状態を最終目標とする。つまり「収集→分類整理→保管」の先に「公開」を置き、公開を前提に分類整理を行うのである。従来、資料のデータを整備し収蔵庫に保管することを「資料整理」と称することが多かったが、「資料整備」という言葉のほうが公開・活用をめざすことが想起されるので、この言葉を使うことを提唱したい。

②資料群ごとの資料整備・公開

収蔵した資料を一挙に公開することは相当の作業量と人的な措置が必要となり、容易ではない。全収蔵品を一斉に整備・公開するのではなく、ある資料群にグループ分けをして、その資料群ごとに整備・公開することが現実的である。どの資料群から取りかかるのかは、各館の使命を鑑み、資料整備・公開の方針を確立して表明すべきである。

③段階的な整理と目録作成

公開対象資料を特定したとしても、詳細な目録を刊行するには時間がかかる。いきなり詳細目録の完成をめざすのではなく、資料整理の段階に応じて、目録を刊行し、資料の所在を公にして利用に供すべきである。まずは大づかみに資料群の概要を紹介し、整理分析の進展に即して、より詳細に記述するのである。そうしなければ利用者は何年経っても資料にアクセスするきっかけすら得られない。

④保存と公開の両立　－データ整備と代替物の充実－

保存と公開の両立は博物館が抱える根本的なジレンマである。保存と公開を両立させるために、段階的に公開手段を講ずるべきであろう。段階的とは、一つの資料について、データ（資料情報）、代替物、実物という３つの段階を設定し、利用者の必要に応じて公開方法決めるということである。資料の代替物とは、資料の形態や内在する情報を読みとれるような広義の複製品である。

資料保存の観点からは、実物閲覧の頻度は少ないほうがよい。また利用者の側からも必ずし

も実物に当たらなくても、要望が満たされることがある。保存と公開の両立を考えると一般的に資料公開の方法は、データレベル、代替物レベルが中心となるであろう。このとき「デジタル・アーカイブ」、「ヴァーチャル・ミュージアム」等の情報技術を駆使した方法が効果を発揮する。

イ．資料公開に至るまでに必要な措置

次に資料公開に至るまでに必要な措置を挙げる。

①収蔵資料公開方針の策定

各博物館は、収蔵資料の公開方針を持つべきである。この方針には、公開に対する館の考え方にに基づき、公開対象資料、公開の方法（代替物中心か、実物閲覧が可能か等）、利用の要件などを示すことになる。

ここで重要なのは、各博物館の設置理念・使命に基づいた公開方針とすることである。博物館は個々によってその設置理念・使命は異なるはずである。地域住民が利用の主体となる地域博物館では、利用者が収蔵庫へ立ち入ることも容認するかもしれないし、地元の学校教員への公開を優先するかもしれない。あるいは資料保存を重視する博物館では、実物閲覧は極めて限定された場合のみとすることもあるだろう。また研究機能を中心とする博物館では、一定の要件を備えた研究者の資料利用を優遇するかもしれない。

このときに、各館の公開方針を暗黙の了解や不文律とするのではなく、方針として明確に表明すべきである。

②資料公開対象資料の選択

資料は、資料群ごとに段階的に整備することが現実的である。どの資料群から着手するのかを検討しなければならない。以下にその視点を挙げる。

- ・その館が対象するテーマや地域に直接関係する資料
- ・その館にしか存在しない資料
- ・国宝、重要文化財等に指定された資料
- ・利用希望が高いと想定される資料（他の博物館、研究者、学校教育等）
- ・群としてまとまった資料（何々コレクション等）
- ・過去に紹介した資料（常設展示、企画展示、調査報告書等）
- ・過去に未紹介の資料
- ・公開に供しやすい資料（扱いやすさ、職員の力量等）

挙げた中には相矛盾する視点もあるが、これらの視点を参考に、各館の使命とおかれている状況により、優先順位を決定すべきである。

③既収蔵資料の遡及整備（バックログの整理、遡及ドキュメンテーション）

未整理資料を抱えている場合、既収集資料の遡及整備計画が必要となる。既存の博物館で、

公開可能な段階まで資料整備が行き届いているところは多くないと思われる。資料公開に至る実務作業の大半は、この既収蔵資料の整備に費やされることになる。

この作業は限られた人員と予算の中では気が遠くなるかもしれないが、公共から資料の管理を託されているという考え方に基けば、無策であるわけにはいかない。博物館は、中長期計画を立案し、いつまでにどの程度のことができるのかということを説明する義務を負っているはずである。

資料の整備・公開を促進するには実は、職員だけではなく、他機関の専門家や大学院生・学生、あるいはボランティアとの協働により実施してゆくことが現実的であろう。

④新規収蔵資料からの適用

新規収蔵資料については、収集から公開まで一貫した業務の流れに乗せ、公開を前提に整備し、一連の措置が終わったら、公開対象としなければならない。そうしなければ、いつまでも未整備資料が累積してしまう。

⑤資料データの整備（分類・資料名付与のルール）

資料の活用という観点からすると、資料分類と資料名の取り方は、職員はもとより利用者にとって検索しやすいことが求められる。人文系の資料については、以下の点が大切と思われる。

・分類は検索のための手段と割り切ること

人文系の資料の価値は多義的であり、観点や文脈によって、その価値は変わってくる。資料すべてを整合性のある分類体系におさめることは不可能である。分類すること自体を学問的営為と見なすと、分類の作業は遅々として進まない。分類項目がツリー状で詳細になればなるほど、一つの資料が複数の分類項目に所属し、どちらに入れたらよいのか判断不能になる。

利用を前提にするならば、分類は資料検索の際に、目安を付けられれば充分である。データをコンピュータで管理することを前提にすれば、個々の資料もつ詳細な情報は、分類の他に全文検索やキーワードを設定することによって引き出すことができる。そのさい語彙の統制（シソーラス作成）が課題となる。

・資料名付与のルールを確立すること

検索をしやすくするには、資料名の付け方に一定のルールが必要となる。このことはごく基本的なことであるが、担当職員が交代したり、たくさんの職員がかかわったりするとルールが徹底されず、同一の資料や一連の資料に似ても似つかぬ名称が付くことも起こりえる。

また、分類・資料名の取り方を含め、資料記述（データの取り方）について、人文系博物館においてより活発な議論がされてもよい。特にいわゆるモノ資料（生活資料）について、少なくとも図書館情報学や書誌学、記録史料学あるいは美術史学で議論され、あるいは確立している程度に、データの取り方や表記方法を議論しなければ、各館における活用のみならず、館を越えた情報の共有と活用（インターネット・ミュージアム、ヴァーチャル・ミュージアムなど

を含め)はとてもおぼつかない。この点の研究は今後重要課題となる。幸いにも近年、海外のデータ記述の標準化について文献が邦訳されている(アーカイブ・インフォメーション研究 2001、ICOM CIDOC 2003)。

⑥段階的な検索手段(目録等)の整備

記録史料学による段階的な目録整備を参考にして述べる(安藤 1998 pp.31-32,111-112,195-227)。

・収蔵資料概要(総覧)の整備

全収蔵品を分類や種別、あるいは特定の資料群ごとに分けて、それらの概要を記述する。このような記述は各館の要覧や年報等に掲載されることがある。

・資料群ごとの目録整備

1: 概要目録

資料群の出所、履歴、保存状態、数量、構造と内容の概要を示す。この概要目録の集合体が、前述の収蔵資料概要(総覧)となる。

2: 内容目録

資料群の資料一点ごとに資料名、法量、年代、材質、出所、作成者等が記される。棒リストで表される程度の情報。

3: 詳細目録(構造分析目録)

資料一点について保存状態や資料内容を含んださらに詳しい記述をするとともに資料と資料の関係つまり資料群の構造を記述する。叙述による説明が中心となる。

4: 多角的検索目録

主題や分類・種別、あるいは年代、出所、作成者等から検索可能な目録。

検索手段の媒体であるが、一覧性、簡便性、作成の費用を考えると、冊子体の資料目録は未だに有効である。コンピュータによるデータベース化は冊子目録ができてからでも遅くない。何よりもデータベース化する情報が事前に整理されていなければ、コンピュータは活用できない。資料の公開というと、「デジタル・ミュージアム」などの情報機器の活用に目が行きがちだが、まず資料の台帳やカードを整備すること、調査研究の成果を加え資料目録を作成することが重要であり、費用もかからない。資料点数が膨大になれば、コンピュータ管理は効果的であるが、データベース化は資料整備・公開計画の中に位置づけられてこそ有効である。

⑦代替物の整備

公開と保存を両立させるために資料の代替物を整備する必要がある。閲覧要求が高い資料で脆弱であり実物閲覧に不向きな資料を優先して整備すべきである。また古文書や印刷物、地図など文字情報の多い資料も代替物製作の優先度が高い。

代替物を製作するさいには、既存の安定した媒体を選ぶべきである。近年、デジタルカメラが安価で高性能になり、画像情報のデジタルが容易になった。だが絵画類については、スライ

ドや紙焼き写真、古文書はマイクロフィルムや影印本、史料集、立体物には多方面から撮影した写真などいまだに有用である。

最近の情報機器は高品質の画像を提供し、立体物の画像をモニター上で自由に動かせるものも開発されている。効果はあるかもしれないが、高価で数年で陳腐化する可能性が高い。こうした機器は広く普及し性能が安定するまで待つことも一つの考え方であろう。

⑧問い合わせへの対応

資料公開に伴い、問い合わせに的確に回答できる体制を整えておくことが望ましい。職員間のたらい回しや、回答の度合いが職員間で異なれば、利用者の信用は低下することになる。

博物館には少なくともその館の展示と収蔵資料、刊行物に関する問い合わせには回答する責任がある。その館に関係する地域全般や当該の研究分野についてどこまで対応するかは、各館の方針による。

⑨個々の資料について公開までにチェックすべき事項

・人権問題

差別や個人のプライバシーに関することについては、公開前に入念なチェックが必要となる。資料整備の過程にこのような事項をあらかじめ把握する作業が必要となる。

・著作権

近現代の資料については、利用者が図版を刊行物に掲載する場合、著作権の処理が必要となる。博物館は、公開対象資料に著作権処理が必要なものが含まれているかどうかを確認し、必要な場合、著作権者の連絡先を把握して置いたほうがよい。

⑩閲覧場所の確保、備品の整備

閲覧可能な場所や、利用者用の机、照明器具などを整備する。専用の場所が確保されるに越したことはないが、難しい場合、資料整理室や場合によっては収蔵庫の前室等を利用することになろう。

⑪利用手続の確定

利用規程を設け、手続や対応方法を明確にする。利用手続の書式などを用意する必要がある。

⑫資料公開に関連する講座等の開催

資料群が公開されるときに、その資料群を概観し、その価値を説明する講座を開催したり、博物館における資料保存の意義と実務過程を紹介し、資料の取り扱い方法を伝授する講習会を開催することは、資料公開を補完することになる。場合によっては公開となる資料群を紹介する展示を行うのも効果的であろう。

(3) 学芸員養成科目の改善

資料の整備・公開を博物館の現場に定着させるためには、学芸養成科目も「博物館活動の社会からの信託」という考え方に沿って改訂し、博物館人の養成に努めることも必要である。

現行の博物館専門職員の養成制度については大きな問題点があり、抜本的に改革すべきと筆者は考えているが（佐々木 2000 pp.12-17）、今回は現行の制度を前提に現実的な提案をする。

表1 資料整備・公開の考え方

①収集・保管・公開を一貫させる
②資料群ごとの資料整備・公開
③段階的な整理と目録作成
④保存と公開の両立
—データ整備と代替物の充実—

表2 資料公開に至るまでに必要な措置

①資料公開方針の策定	⑦資料の代替物の整備
②資料整備・公開対象資料の選択	⑧問い合わせへの対応
③既収蔵資料：遡及整備（バックログの整理、遡及ドキュメンテーション）	⑨公開までにチェックすべき事項 人権問題・著作権
④新規収蔵資料からの適用	⑩閲覧場所の確保、備品の整備
⑤資料データ整備（分類・資料名のルール）	⑪利用手続の確定
⑥段階的な検索手段（目録等）の充実	⑫資料公開に関連する講座等の開催

現行の養成科目の範囲を越えない最小の改訂を行うとしたら、まず博物館概論（2単位）の中で、博物館が社会から託された機関であることを述べる。そして現行の科目内容でも示されているが博物館倫理と博物館基準を含めた博物館の拠り所を明確に示し、資料の公開・利用（アクセス）について言及する。博物館資料論（2単位）では、博物館資料は社会の共有財産であり、そのアクセスを保障するという前提で資料の収集・整理・保管・活用を一貫して「資料整備・公開」と捉える。そして博物館情報論（1単位）を廃し、「博物館交流論（コミュニケーション）」を新設する。この科目では展示・教育普及など博物館資料と利用者との関係を扱う。博物館と情報の関係は、交流論はもちろんのこと概論、資料論、経営論の該当個所で扱うことにする。

法の改訂が進展しなくても、博物館学の概説書では、資料の公開を前提にした資料収集・整備を整備を述べることができるし、養成科目の具体的な内容は、大学にまかされているので、資料整備・公開を位置づけることは可能であろう。

Ⅲ－3 資料整備・公開の事例 —東京都江戸東京博物館における資料閲覧公開—

では次に、これまで述べてきた資料整備・公開の考え方に基づき、実際に取り組んでいる事例を紹介したい。

(1) 経緯

東京都江戸東京博物館では、収蔵資料の閲覧サービスを実施するために年次計画を立て、資料群ごとに公開している。筆者は1995年度から2年間閲覧公開業務を担当し、基本的な計画の立案に従事した。

江戸東京博物館の資料整備・公開の業務は、膨大な収集資料が研究者や他の博物館にも活用できるように強く要望されていたことを背景としている。全館的な委員会を設置し検討した。

そこで、特別利用要項に謳われている資料の実物閲覧を実施するだけでなく、公開を前提に全収蔵資料を再整備し、代替物や目録を作成し、順次実物閲覧の対象にすることとした。

検討の過程で問題点を洗い出し、これまでの資料分類表は、活用を前提としたきに利用できないとして、新しい分類表を作成し、再分類の作業を行った。また公開を視野に入れたとき、利用者からの問い合わせに対して各部署で対応の差が出たり、たらい回しにならないよう、問い合わせ対応（レファレンス）のルールを整備した。このように資料公開を前提にすることにより、従来の収集・整理・公開の業務が利用者の視点で全面的に見直され、再構築されたのである。

閲覧サービスの利用者については、20歳以上であれば申請ができ、代替物の閲覧を中心に、必要な理由が認められた場合は実物閲覧を行うことを原則とした。閲覧の利用者を実質的に大学等の研究者に限定している館もあるようだが、生涯学習時代において、誰を研究者と認定するか不可能であり、利用を限定することは公正さに欠くと判断したのである。

こうして江戸東京博物館において、資料の閲覧公開は、展示と並ぶ資料公開の二本柱の一つと位置づけられ、組織的に継続して取り組むことになった（具体的な展開については表3を参照）。

（2）閲覧対象資料

2001（平成13）年度では江戸東京博物館は33万3,206点の資料を収蔵している。全資料について基本的なデータがデータベース化されている。来館者用の検索端末があり、利用者は基本的な情報にアクセスできる（ちなみに他館等が展示などで資料を利用する場合、原則として全収蔵資料が対象となる）。全資料のうち13万4,337点は図書資料で、基本的に利用者に公開されている。閉架図書の資料も請求により閲覧可能である。図書資料以外の資料19万8,869点は、閲覧用目録（表4参照）や写真アルバム等を手がかりに利用者が資料を特定して申請することになっている。

（3）閲覧の手順と実績

閲覧希望者は、上に記したように資料群ごとの閲覧要目録（仮目録を含む）と資料写真のアルバム等で資料を探す。このうち古文書などマイクロフィルムが整備されているものが、マイクロフィルムを閲覧する。

資料を特定した閲覧希望者は、「特別利用申請書」を提出する。申請後10日程度で館より閲覧の可否を電話で連絡し、指定日時に、館指定の場所で資料を閲覧する。

閲覧のサービス実績は、2002（平成12）年度は37件、682点。2003（平成13）年度は28件、286点であった。

このように年々着実に公開の体制が整い、閲覧対象資料も増加している。江戸東京博物館は

表3 江戸東京博物館における資料整備公開事業の展開

1993（平成5）年度

- ・ 建築計画の中で、図書室の一区画を資料閲覧場所として想定
- ・ 資料特別利用要項の策定。特別利用を写真原板利用、撮影、複製製作、閲覧とする。閲覧サービスは、実施の条件が整わないので当面の間凍結
- ・ 代替物の整備（高精細画像の整備「収蔵庫からのメッセージ」）を開始

1995（平成7）年度

- ・ 資料閲覧公開について検討を開始。解決すべき課題と基本方針の検討
- ・ 代替物の整備（高精細画像の整備「収蔵庫からのメッセージ」、古文書のマイクロフィルム化）

1996（平成8）年度

- ・ 資料閲覧公開の基本的な計画を立案
- ・ 代替物の整備を継続

1997（平成9）年度

- ・ 新分類表策定、再分類作業
- ・ レファレンス体制の構築：都立中央図書館の「参考業務回答基準」を参照し、独自の基準を策定（「レファレンス（参考調査）回答事務処理基準」）し館内に周知。
- ・ 代替物の整備を継続

1998（平成10）年度

- ・ 再分類作業継続
- ・ 代替物整備継続
- ・ 実物閲覧用の仮目録作成

1999（平成11）年度

- ・ 再分類作業終了
- ・ 代替物整備継続
- ・ 目録作成継続
- ・ 実物閲覧の試行を開始

2001（平成13）年度

- ・ 実物閲覧の本格実施
- ・ 新規収集資料も閲覧対象とする

ともすると大規模な企画展示や経営改革について話題になることが多いが、一方ではこのような地道な資料整備公開に取り組んでいるのである。

まとめ

本稿では資料・整備公開の現状を示し、その重要性を述べ、問題点を指摘した。そして資料整備・公開を推進する方策として、基準と行動指針の案と、実務モデルを提示した。また理論や主張を裏付けるために実践事例を紹介した。

今後は、提示した考え方と方策が実践レベルで有効であるか確認し、より広い範囲で適用可能なモデルを作成し、博物館界における資料の整備と公開の進展の一助としたい。

【参考】

本稿（上）の構成：『博物館学雑誌』第27巻第1号（2002年3月）
はじめに

- I. なぜ資料整備・公開に着目するのか
 - I-1 問われる博物館の存在意義
 - I-2 博物館界の対応
 - I-3 博物館活動に基本 ？資料整備と活用？
- II. 資料公開の経緯と現状
 - II-1 資料公開理念の変遷
 - II-2 資料公開を促進させる動き
 - II-3 資料整理と公開の現状

【訂正】

- 本稿（上）：『博物館学雑誌』第27巻第1号（2002年3月）
- ・13-24頁（誤）アクセスを保証する→（正）アクセスを保障する
 - ・15頁左10行目（誤）1949年の博物館法制定→（正）1951年の博物館法制定

【註】

（1）法律、告示、答申、報告は国立社会教育研修所/編・刊行『博物館に関する基礎資料集』を参照した。

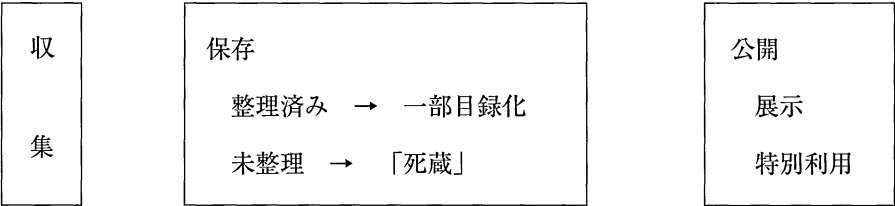
【引用・参考文献】

- ・アーカイブズ・インフォメーション研究会/編訳 2001『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会
- ・安藤正人 1998『記録史料学と現代 ―アーカイブズの科学をめざして―』吉川弘文館
- ・有元修一 1999「博物館資料の活用」『博物館学シリーズ2. 博物館資料論』（大堀哲/監修、有元修一/編集）樹村房
- ・博物館運営の活性化・効率化に資する評価の在り方に関する調査研究委員会 2003『博物館の望ましい姿―市民とともに創る新時代博物館―』日本博物館協会
- ・長谷川栄 1997『新しいソフト・ミュージアム 美術館運営の実際』三交社
- ・後藤和民 1978「博物館の運営と職員」『博物館概論』（伊藤寿朗・森田恒之/編著）学苑社
- ・後藤和民 1979「館種別博物館における資料整理と保存 歴史博物館」『博物館学講座第6巻 資料の整理と保管』雄山閣
- ・波多野宏之 1999「博物館資料のデータベース化と活用」『新版博物館学講座11. 博物館情報論』（加藤有次他/編）雄山閣
- ・樋口弘道 1997「博物館資料の分類・整理」『博物館学教程』（大堀哲/編著）東京堂
- ・廣瀬隆人 2000「博物館教育とは何か」『博物館学シリーズ3. 博物館展示・教育論』（大堀哲/監修、小原

表 4 江戸東京博物館の閲覧対象資料

・四谷塩町一丁目文書 86点*
・勝海舟関係文書 124点*
・米屋田中家文書 1073点*
・石井コレクションⅠ（古文書）1369点*
・鯨絵 109点
・双六 323点
・建造物 164点
・パンフレット 4294点
・ポスター 1084点
・考古資料Ⅰ 496点
・ガラス原板 594点
・平成12年度収集資料
・平成13年度収集資料 4812点
*があるものはマイクロフィルムにて公開 （東京都江戸東京博物館2003：45頁より）

従 来



今後のあり方

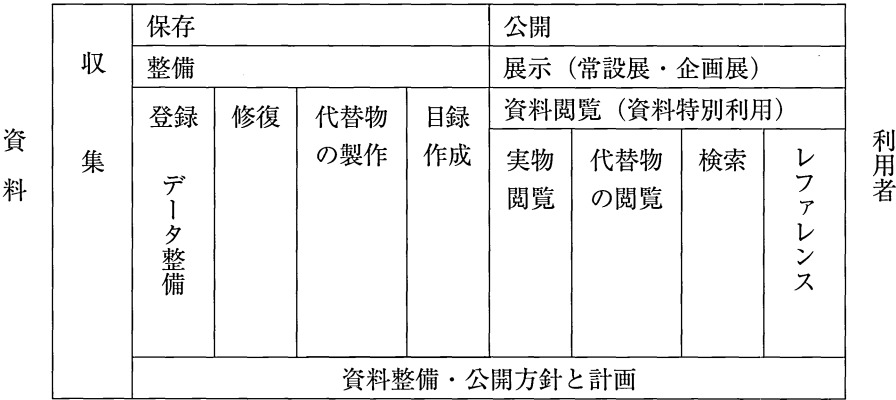


図1 資料整備公開イメージ

巖/編集) 樹村房

- ・ホルム S.A (田窪直規/監訳・監修 1997)『博物館ドキュメンテーション入門』勁草書房
- ・ICOM CIDOC編 (鯨井秀伸/編訳 2003)『文化遺産情報のData ModelとCRM』勉誠出版
- ・石倉亮治 1999「館種別博物館の情報化の現状と課題 歴史博物館」『新版博物館学講座11. 博物館情報論』(加藤有次他/編) 雄山閣
- ・石森秀三 2000「博物館資料の未来」『放送大学教材 博物館資料論』放送大学教育振興会
- ・伊藤寿朗 1986「地域博物館論 ―現代博物館の課題と展望―」『現代社会教育の課題と展望』(長浜功/編) 明石書店
- ・加藤有次 2000「博物館機能論」『新版博物館学講座 4. 博物館機能論』(加藤有次他/編) 雄山閣
- ・川崎義雄 2000「文化財の活用・公開と博物館の役割」『新版博物館学講座 3. 現代博物館論－現状と課題－』(加藤有次他/編) 雄山閣
- ・日本博物館協会 1999『平成10年度「博物館の運営改善のための調査研究事業」報告書』
- ・金森久雄・荒憲治郎・森口親司 2002『経済辞典 (第4版)』有斐閣
- ・木村衡 2002「博物館の「財」と「価値」に関する研究ノート」『博物館史研究』12号 博物館史研究会
- ・日本博物館協会 1999『「博物館の運営改善のための調査研究事業」報告書』

-
- ・日本博物館協会 2001『「対話と連携」の博物館 ―理解への対話・行動への連携―【市民とともに創る新時代博物】』（文部省委嘱事業「博物館の望ましいあり方」調査研究委員会報告（要旨））
 - ・日本博物館協会 2002『イコム倫理規程』
 - ・望月賢二 2001「研究背化の市民への還元 利用者の対象と還元システム」『新版博物館学講座 6. 博物館調査研究法』（加藤有次他・編）雄山閣
 - ・松下圭一 1975『市民自治の憲法理論』岩波書店〔岩波新書〕
 - ・松下圭一 1994『戦後政治の歴史と思想』筑摩書房〔ちくま学芸文庫〕
 - ・Museum Association 1999 Ethical Guidelines 4.Access
 - ・大堀哲 1999「レファレンス・サービス」『新版博物館学講座10生涯学習と博物館活動』（加藤有次他/編）雄山閣
 - ・オルナ.E・ブティット.Ch（安澤秀一/監修 水嶋英治/編訳 2003）『博物館情報学入門』勉誠出版
 - ・佐々木秀彦 1999「なぜ基準研究か―博物館運営の拠り所を求めて―」博物館基準研究会『博物館基準に関する基礎研究―イギリスにおける博物館登録制度―』
 - ・佐々木秀彦 2000「三酔人博物館問答―20世紀末日本博物館界スケッチ―その一」『博物館史研究』9号 博物館史研究会
 - ・佐々木秀彦 2001「三酔人博物館問答―20世紀末日本博物館界スケッチ―その二」『博物館史研究』11号 博物館史研究会
 - ・柴田弘文 1988「公共財」『世界大百科事典第9巻』平凡社
 - ・東京都江戸東京博物館 2003『江戸東京博物館要覧 2002』財団法人東京都歴史文化財団
 - ・柘植信行 1999「館種別博物館資料論 歴史博物館」『新版博物館学講座 4. 博物館資料論』（加藤有次他・編）雄山閣
 - ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会/監修 1997『文書館用語集』大阪大学出版会